

第 7 期介護保険事業計画案における保険料基準額（改定後） **資料 2 - 3**

介護保険料積算明細 **（赤字が素案からの変更点）**

（右欄は 6 期の内容）

<p>(A) 総事業費 55,469,015 千円（前期比 6.6%増） ⇒ 56,324,741 千円（8.3%増）</p> <p>・ 標準給付費 52,349,445 千円 ⇒ 53,205,172 千円 報酬改定（+0.54%）と 31 年 10 月の消費税増税にともなう影響分を加算 +</p> <p>・ 地域支援事業費 3,119,570 千円</p>	52,030,029 千円
<p>(B) 第 1 号被保険者の負担割合 23%（前期比 1 ポイント増）</p>	22%
<p>(C) 交付金不足額 1,200,457 千円 ⇒ 1,219,278 千円</p> <p>調整交付金相当額 2,709,459 千円 ⇒ 2,752,244 千円 (A) のうち対象額の 5%にあたる額 調整交付金見込額 1,509,002 千円 ⇒ 1,532,966 千円 (実際に交付される見込みの額 約 2.8%)</p>	1,132,082 千円
<p>(E) 介護給付費準備基金積立金の取崩し 500,000 千円 ⇒ 700,000 千円 3 月補正後の基金残高 1,376,091 千円</p>	0 千円 5 期末基金残高 249,472 千円
<p>(F) 保険料として必要な額 = (A) × (B) + (C) - (E) = 13,473,970 千円 = 13,458,330 千円</p>	12,578,688 千円
<p>予定保険料収納率 98.3% ⇒ 98.6%（5～6 期の平均実績に修正）</p>	98.3%
<p>(H) 保険料賦課総額 = (F) ÷ 98.6% = 13,665,284 千円 = (F) ÷ 98.3% = 13,691,079 千円</p>	12,796,224 千円
<p>所得段階区分により補正した第 1 号被保険者数 196,971 人 / 3 年</p>	187,391 人 / 3 年
<p>保険料基準額（年額） (H) ÷ 196,971 人 …>69,380 円 (5,781 円 / 月) 前期比 90 円増 = 69,508.095 円 …> 69,500 円（パブコメでの提示金額） (5,792 円 / 月)</p>	68,290 円 5,691 円

2 所得段階別保険料

(赤字が素案からの変更点)

所得段階	住民税の課税状況	所得などの条件	国の標準	鈴鹿亀山地区広域連合		
				基準額に対する割合	保険料年額	6 期
第 1 段階	本人及び世帯員全員非課税	生活保護を受給している人	第 1 (×0.50)	0.50	34,750	34,140
		世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 または、本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人			34,690	
		本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円を超え、120 万円以下の人			47,260 47,170	
第 2 段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円を超え、120 万円以下の人	第 2 (×0.75)	0.68	47,260 47,170	46,430	
第 3 段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第 1 段階・第 2 段階対象者以外の人	第 3 (×0.75)	0.75	52,120 52,030	51,210	
第 4 段階	本人が非課税かつ世帯員が課税	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	第 4 (×0.90)	0.90	62,550 62,440	61,460
第 5 段階	本人が非課税かつ世帯員が課税	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第 4 段階以外の人	第 5 (基準額)	1.00	69,500 69,380 (月額) 5,781	68,290 5,691
第 6 段階	本人が課税	本人が市民税課税で合計所得金額が年間 120 万円未満の人	第 6 (×1.20)	1.20	83,400 83,250	81,940
第 7 段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間 120 万円以上、200 万円未満の人	第 7 (×1.30)	1.30	90,350 90,190	88,770
第 8 段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間 200 万円(6 期：190 万円)以上、300 万円未満の人	第 8 (×1.50)	1.50	104,250 104,070	102,430
第 9 段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間 300(6 期：290 万円)万円以上、500 万円未満の人	第 9 (×1.70)	1.70	118,150 117,940	116,090
第 10 段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間 500 万円以上、750 万円未満の人		1.85	128,570 128,350	126,330
第 11 段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間 750 万円以上の人		2.00	139,000 138,760	136,580